

香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第1条関係）

令和6年12月臨時議会 議第75号 参考資料

改正案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 議員で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する者には、期末手当を支給する。これらの基準日前<u>1月</u>以内に退職し、又は死亡した者についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職等した日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、この者は引き続き議員の職にあつたものとする。</p> <p>(1) 6月 100分の100</p> <p>(2) 5月以上6月未満 100分の80</p> <p>(3) 3月以上5月未満 100分の60</p> <p>(4) 3月未満 100分の30</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 議員で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する者には、期末手当を支給する。これらの基準日前<u>1箇月</u>以内に退職し、又は死亡した者についても同様とする。</p> <p>2 期末手当は、それぞれの基準日現在における議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額を基礎として一般職の職員の例により支給する。ただし、香芝市の一般職の職員の給与に関する条例第15条第2項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の165」とする。</p>

香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第2条関係）

改正案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 議員で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する者には、期末手当を支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した者についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職等した日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、この者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1) 6月 100分の100</p> <p>(2) 5月以上6月未満 100分の80</p> <p>(3) 3月以上5月未満 100分の60</p> <p>(4) 3月未満 100分の30</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 議員で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する者には、期末手当を支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した者についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、退職等した日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、この者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1) 6月 100分の100</p> <p>(2) 5月以上6月未満 100分の80</p> <p>(3) 3月以上5月未満 100分の60</p> <p>(4) 3月未満 100分の30</p>